



鳥取県公報

平成17年 8月16日(火)
第 7 7 1 2 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	森林病虫害の駆除命令 (614) (中部総合事務所農林局)	1
	松くい虫の特別伐倒駆除の命令 (615) (＃)	2
	建築業法による建設業者に対する営業停止命令 (616) (管理課)	2
	鳥取県立博物館の特別展示に係る入館料の収納事務の委託 (617) (博物館)	3
公 告	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活保安課)	3

告 示

鳥取県告示第614号

森林病虫害等防除法 (昭和25年法律第53号) 第 5 条第 1 項の規定に基づき、同法第 3 条第 1 項第 1 号に掲げる命令をするので、同法第 5 条第 4 項において準用する同法第 3 条第 5 項の規定により、次のとおり告示する。

平成17年 8月16日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

1 区域及び期間

(1) 区域

倉吉市並びに東伯郡三朝町、湯梨浜町及び琴浦町の各一部 (別紙のとおりとする。)

(2) 期間

平成17年 9月15日から平成18年 2月28日まで

2 森林病虫害等の種類

森林病虫害等防除法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤の散布若しくは薬剤によるくん蒸を行い、又は当該樹木を伐倒してはく皮するとともに、松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

4 命令をしようとする理由

1の(1)の区域及び周辺松林において松くい虫被害が発生しており、3の措置を行わなければ被害が異常にまん延し、1の(1)の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3の措置を行った場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を本職に速やかに

提出すること。

(「別紙」は、省略し、鳥取県農林水産部森林保全課、中部総合事務所農林局及び関係市役所及び町役場に備え置いて一般の縦覧に供する。)

鳥取県告示第615号

森林病虫害等防除法(昭和25年法律第53号)第5条第2項の規定に基づき、特別伐倒駆除の命令をするので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次のとおり告示する。

平成17年8月16日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

1 区域及び期間

(1) 区域

東伯郡北条町、大栄町及び湯梨浜町の各一部(別紙のとおりとする。)

(2) 期間

平成17年9月15日から平成18年3月15日まで

2 森林病虫害等の種類

森林病虫害等防除法第2条第1項第1号に規定する松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している樹木が存する松林を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して、その破砕又は焼却(炭化を含む。)を行うこと。

4 命令をしようとする理由

1の(1)の区域及び周辺松林において松くい虫被害が発生しており、3の措置を行わなければ被害が異常にまん延し、1の(1)の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3の措置として破砕を行う場合は、次によること。

ア 枝条は、破砕又は焼却すること

イ 破砕後の木片の厚さを6ミリメートル(木材チップパーにより破砕する場合にあっては15ミリメートル)以下とすること。

(3) 3の措置を行った場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を本職に速やかに提出すること。

(「別紙」は、省略し、鳥取県農林水産部森林保全課、中部総合事務所農林局及び関係町役場に備え置いて一般の縦覧に供する。)

鳥取県告示第616号

建設業法(昭和24年法律第100条)第28条第3項の規定に基づき、建設業者に対して営業停止命令を行ったので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり告示する。

平成17年8月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 処分をした年月日

平成17年8月8日

2 被処分者の商号、代表者の氏名及び主たる営業所の所在地並びに建設業の許可番号

東伯建設株式会社 代表取締役 山脇 優

倉吉市三江168

鳥取県知事（般 - 16）第819号

3 処分の内容

平成17年 8月11日から同月31日までの21日間の営業の全部の停止

4 処分の原因となった事実

同社は、平成13年度下米積地区復旧治山工事において、2箇所の土留工（コンクリート）に係る裏込砕石を設計どおり施行していなかった。このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当する。

鳥取県告示第617号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、鳥取県立博物館の特別展示に係る入館料の収納事務の一部を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成17年 8月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 委託の相手

更生会社 株式会社マイカル

2 委託年月日

平成17年 6月23日

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成17年 8月16日

鳥取県公安委員会委員長 倉 都 祥 行

1 講習の種類及び受講対象者

(1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可（以下「許可」という。）を受けようとするもの（(2)のイに掲げる者を除く。）を対象とする。

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

ア 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者

イ 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者

初心者講習	平成17年 9月 8日 午前10時から午後 4時 まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁議会棟 2階執行部控 室	鳥取、郡家、智頭、浜村及び倉吉の 各警察署の管内に居住する者
経験者講習	平成17年 9月16日 午後 1時30分から 午後 4時30分まで	倉吉市清谷町一丁目10 鳥取県倉吉警察署	浜村、倉吉及び八橋の各警察署の管 内に居住する者

3 講習時間及び講習科目

(1) 講習時間

- ア 初心者講習 5時間
- イ 経験者講習 3時間

(2) 講習科目

- ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 考査

初心者講習にあつては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

5 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

6 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料

- ア 初心者講習 6,800円
- イ 経験者講習 3,000円

(2) (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

7 携行品

筆記用具及び印鑑